

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療 の確保に関する特別措置法関係法令

<目 次>

○法律

(平成19年法律第103号) P 1

○政令 (国の補助金の額を定めたもの)

(平成19年政令第192号) P 3

○政令 (助成金交付事業制度の施行日を定めたもの)

(平成20年政令第60号) P 4

○省令 (助成金交付事業制度に係る各種基準等を定めたもの)

(平成20年厚生労働省令第46号) P 5

(資産の流動化に関する法律の一部改正)
第八条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。
第二百条第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第百二二号)第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。第二百二条において同じ。)

第二百二条中「であつて金銭の支払を目的とするもの」を「(金銭の支払を目的とするものに限る)又は電子記録債権」に、「という」を「と総称する」に改める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための法律の一部改正)
第九条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八十一条のうち、国税徴収法第六十二条第一項の改正規定中「(社債等の振替に関する法律)を「社債等の振替に関する法律」に、を「及び」を削り、「(以下)を「(次条において)に改める」に改め、同法第六十二条の二を削る改正規定中「削る」を「削り、第六十二条の三を第六十二条の二とする」に改める。
(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)
第十条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三十一号の次に次の一号を加える。
三十一の二 電子記録債権法(平成十九年法律第百二二号)第二条第二項に規定する電子債権記録機関
第二十条第一項第九号中「及び第三十一号」を「から第三十一号の二まで」に改める。
(金融庁設置法の一部改正)
第十一条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四号第二十二号の次に次の一号を加える。
二十の二 電子記録債権の電子記録に関する

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、電子債権記録機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 菅 義偉
法務大臣 長勢 甚遠
財務大臣 尾身 幸次

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百三十三号

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法
(目的)

第一条 この法律は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性にかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もって国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「救急医療用ヘリコプター」とは、次の各号のいずれにも該当するヘリコプターをいう。
一 救急医療に必要な機器を装備し、及び医薬品を搭載していること。
二 救急医療に係る高度の医療を提供している病院の施設として、その敷地内その他の当該病院の医師が直ちに搭乗することのできる場所に配備されていること。

(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策の目標等)
第三条 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策は、医師が救急医療用ヘリコプターに搭乗して速やかに傷病者の現在する場所に行き、当該救急医療用ヘリコプターに装備した機器又は搭載した医薬品を用いて当該傷病者に対し当該場所又は当該救急医療用ヘリコプターの機内において必要な治療を行いつつ、当該傷病者を速やかに医療機関その他の場所に搬送することのできる態勢を、地域の実情を踏まえつつ全国的に整備することを目標とするものとする。

2 前項の施策は、地域の実情に応じ次に掲げる事項に留意して行われるものとする。
一 傷病者の医療機関その他の場所への搬送に關し、必要に応じて消防機関、海上保安庁その他の関係機関との連携及び協力が適切に図られること。
二 へき地における救急医療の確保に寄与すること。
三 都道府県の区域を超えた連携及び協力の体制が整備されること。
(医療法の基本方針に定める事項)
第四条 厚生労働大臣は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第一項に規定する基本方針(次条第一項において「基本方針」という。)に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する事項を定めるものとする。
(医療計画に定める事項)
第五条 都道府県は、医療法第三十条の四第一項の規定に基づき、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、同項に規定する医療計画を定め、又は同法第三十条の六の規定に基づきこれを変更する場合において、当該医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項
二 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院(以下単に「病院」という。)に関する事項
三 次条に規定する関係者の連携に関する事項

2 都道府県は、前項の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する都道府県にまたがって確保される必要があると認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。
(関係者の連携に関する措置)
第六条 都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供が行われる地域ごとに、病院の医師、消防機関、都道府県及び市町村の職員、診療に関する学識経験者その他の関係者による次に掲げる基準の作成等のための協議の場を設ける等、関係者の連携に關し必要な措置を講ずるものとする。
一 当該救急医療用ヘリコプターの出勤のため病院に対する傷病者の状態等の連絡に關する基準
二 当該救急医療用ヘリコプターの出勤に係る消防機関等と病院との連絡体制に關する基準(救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保)
第七条 国、都道府県、市町村、道路管理者(道路管理者に代わつてその権限を行う者を含む)その他の者は、救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保に關し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。
(補助)
第八条 都道府県は、病院の開設者に対し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用の一部を補助することができる。
2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

(助成金交付事業を行う法人の登録)
第九条 病院の開設者に対し救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金を交付する事業であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「助成金交付事業」という。)を行う営利を目的としない法人は、厚生労働大臣の登録を受けることができる。
2 次の各号のいずれかに該当する法人は、前項の登録を受けることができる。
一 第十二条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人
二 第十二条の規定による登録の取消の日から三十日以内(その取消に係る法人の業務を行う役員であった者でその取消の日から二年を経過しないもの)がその業務を行う役員となつていない法人

2 都道府県は、前項の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する都道府県にまたがって確保される必要があると認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。
(関係者の連携に関する措置)
第六条 都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供が行われる地域ごとに、病院の医師、消防機関、都道府県及び市町村の職員、診療に関する学識経験者その他の関係者による次に掲げる基準の作成等のための協議の場を設ける等、関係者の連携に關し必要な措置を講ずるものとする。
一 当該救急医療用ヘリコプターの出勤のため病院に対する傷病者の状態等の連絡に關する基準
二 当該救急医療用ヘリコプターの出勤に係る消防機関等と病院との連絡体制に關する基準(救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保)
第七条 国、都道府県、市町村、道路管理者(道路管理者に代わつてその権限を行う者を含む)その他の者は、救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保に關し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。
(補助)
第八条 都道府県は、病院の開設者に対し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用の一部を補助することができる。
2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の登録の申請をした法人が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならぬ。

- 一 助成金交付事業に關する基金であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものを設け、助成金交付事業に要する費用に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出せられた金額の合計額をもつてこれに充てるものであること。
- 二 助成金交付事業を全国的に適正かつ確実に行うに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

(報告又は資料の提出)

第十條 厚生労働大臣は、助成金交付事業の適正な実施を確保するために必要な限度において、前條第一項の登録を受けた法人に対し、その業務又は経理の状況に關し報告又は資料の提出をさせることができる。

(指導及び助言)

第十一條 厚生労働大臣は、第九條第一項の登録を受けた法人に対し、助成金交付事業が円滑に実施されるように必要な指導及び助言を行うよう努めるものとする。

(登録の取消し)

第十二條 厚生労働大臣は、第九條第一項の登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により第九條第一項の登録を受けたとき。
- 二 第九條第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。
- 三 第十條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

第十三條 厚生労働大臣は、第九條第一項の登録をしたとき及び前條の規定により同項の登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(厚生労働省令への委任)
第十四條 第九條から前條までに定めるもののほか、第九條第一項の登録に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九條から第十四條までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(健康保険等の適用に係る検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供の効果、救急医療の提供に要する費用の負担の在り方等を勘案し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについて、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他の医療に關する給付について定める法令の規定に基づく支払について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 菅 義偉
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
国土交通大臣臨時代理 菅 義偉
国務大臣 菅 義偉

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百四号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 健康保険法関係(第三条)
- 第三章 船員保険法関係(第四条)
- 第四章 国民健康保険法関係(第五条)
- 第五章 高齢者の医療の確保に関する法律関係(第六条)

第六章 国民年金法関係

第一節 被保険者の資格に關する特例(第七條一第十條)

第一款 給付等に関する特例

第二款 給付等の額の計算等に関する特例(第十四條一第十七條)

第三款 発効日前の障害又は死亡等に係る給付等に関する特例(第十八條一第二十二條)

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る給付等に関する特例(第二十一條・第二十二條)

第五節 不服申立てに關する特例(第二十三條)

第七章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に關する特例(第二十四條一第二十六條)

第二款 保険給付等に関する特例(第二十七條一第三十條)

第三款 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例(第三十一條一第三十四條)

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例(第三十五條一第三十七條)

第八章 国家公務員共済組合法関係

第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に關する特例(第四十一條)

第二款 長期給付等に関する特例(第四十二條一第四十五條)

第三款 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例(第四十六條一第四十九條)

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例(第五十條一第五十二條)

第五節 不服申立てに關する特例等(第五十三條一第五十七條)

第九章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に關する特例(第五十八條)

第二款 長期給付等に関する特例(第五十九條一第六十二條)

第三款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第六十三條一第六十六條)

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例(第六十七條一第六十九條)

第五節 不服申立てに關する特例等(第七十條一第七十一條)

第十章 私立学校教職員共済法関係

第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に關する特例(第七十六條)

第二款 長期給付等に関する特例(第七十七條一第八十條)

第三款 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例(第八十一條一第八十四條)

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例(第八十五條一第八十七條)

第五節 不服申立てに關する特例等(第九十條一第九十二條)

第十一章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

第一節 二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る給付の支給の調整(第九十三條一第九十六條)

第二款 発効日前の障害又は死亡に係る給付の支給の調整(第九十七條一第九十九條)

第十二章 雜則(第一百條一第一百六條)

附 則

政 令

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百八十八号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第六十三条第四項及び金融庁設置法(平成十一年法律第三十号)第十九条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「七人」の下に「うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。」を加える。

第二十五条第一項中「一人」を「二人(うち一人は、)に改める。

附則第五條第一項中「参事官」の下に「第三項に規定するものを除く。」を加え、同条第二項中「前項」の下に「及び次項」を加え、同条第三項中「前二項に規定するものを除く。のうち一人」を「関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。」に改める。

附則に次の一条を加える。
(証券取引等監視委員会事務局次長の設置期間の特例)

第八条 第二十五条第一項の次長(関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの以外のものに限る。)は、平成二十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

この政令は、平成十九年七月一日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百八十九号

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第六十九号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年七月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
法務大臣 長勢 甚遠

株式会社産業再生機構法第五十二条第一項の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百九十号

株式会社産業再生機構法第五十二条第一項の政令で定める日を定める政令

内閣は、株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号)第五十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社産業再生機構法第五十二条第一項の政令で定める日は、平成十九年六月三十日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣 尾身 幸次
経済産業大臣 甘利 明

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百九十一号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第四項(同法附則第二十一条第三項及び第二十二條第五項において準用する場合を含む)、第五十四條第一項、第五十八條第三項第一号ただし書及び第七十六條第一項ただし書並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四條の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(障害者自立支援法施行令の一部改正)
第一条 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)の一部を次のように改正する。
第二十九条第一項中「二十万円」を「二十一万五千元」に改める。
第三十五条第一項第二号中「二万円」を「三万三千元」に改める。
第四十三條の二第二項中「五十万円」を「四十六万円」に改める。
附則第十一條第二項中「十万円」を「十六万円」に改める。

附則第十二條中「二十万円」を「二十三万五千元」に改める。
附則第十三條第二項第二号中「二十万円」を「二十三万五千元」に改め、同項第三号中「二十万円」を「三万三千元」に改める。
(児童福祉法施行令の一部改正)
第二条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第七十條の六第二項中「十万円」を「十六万円」に改める。

附則
この政令は、平成十九年七月一日から施行する。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫
内閣総理大臣 安倍 晋三

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百九十二号

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法施行令

内閣は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三十三号)第八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第八條第二項の規定による国の都道府県に対する補助金の額は、各年度において都道府県が同条第一項の規定により補助する額(救急医療用ヘリコプターの運航に関する費用等を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を限度とする。)に二分の一を乗じて得た額とする。

附則
この政令は、公布の日から施行する。
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
内閣総理大臣 安倍 晋三

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法施行令

内閣は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三十三号)第八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第八條第二項の規定による国の都道府県に対する補助金の額は、各年度において都道府県が同条第一項の規定により補助する額(救急医療用ヘリコプターの運航に関する費用等を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を限度とする。)に二分の一を乗じて得た額とする。

附則
この政令は、公布の日から施行する。
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
内閣総理大臣 安倍 晋三

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百九十三号

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)附則第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行期日は、平成十九年六月二十九日とする。

附則
この政令は、公布の日から施行する。
総務大臣 菅 義偉
財務大臣 尾身 幸次
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
農林水産大臣 赤城 徳彦
経済産業大臣 甘利 明
国土交通大臣臨時代理 国務大臣 菅 義偉
内閣総理大臣 安倍 晋三

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年三月二十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第六十号

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十年四月一日とする。

厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

(前のページより続き)

(公 告)

諸事項

官庁
財団、司法書士・土地家屋調査士懲戒処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

省 令

○財務省令第十四号

一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十八号)第二条の規定の施行に伴い、及び国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)第二十二条の規定に基づき、国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

財務大臣 額賀福志郎
国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員宿舎法施行規則(昭和三十四年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。
第十一條第一項中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十六号

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三十三号)第九條第一項、第三項各号及び第十四條の規定に基づき、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に規定する助成金交付事業に係る登録に関する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

厚生労働大臣 舩添 要一

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に規定する助成金交付事業に係る登録に関する省令
(助成金交付事業)

第一条 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三十三号)以下「法」という。第九條第一項の厚生労働省令で定める事業(以下「助成金交付事業」という)は、次の各号に掲げる費用に充てるための助成金を交付する事業であつて、営利を目的とするものでないものとする。
一 法第二条に規定する救急医療用ヘリコプター(以下「救急医療用ヘリコプター」という)の確保及びその運航のための基盤整備に要する費用

用

二 救急医療用ヘリコプターの運航に要する費用
三 救急医療用ヘリコプターの運航の円滑化を図るための措置に要する費用
四 救急医療用ヘリコプターの運航に関する調査研究に要する費用
(登録の申請)

第二条 法第九條第一項の登録を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 定款又は寄附行為(以下「定款等」という)。
二 法第九條第二項各号の規定に該当しない旨を説明する書類

第三条 法第九條第三項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 基金に管理者が置かれていること。
二 基金は、寄附金及び当該基金の運用により生じた収益をもつて充てられていること。
三 基金は、助成金の交付及びこれに要する費用並びに当該基金の管理及び運用に要する費用以外の費用に充てられていないこと。
四 助成金の交付に要する費用並びに当該基金の管理及び運用に要する費用の額は、実費を勘案して合理的であると認められるものであること。

第四条 法第九條第三項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 役員に救急医療に関する識見を有する者が含まれていること。
二 救急医療の充実に資する事業について相当の実績を有すること。
三 助成金交付事業を継続的に実施できると認められる計画を有すること。

第五条 基金の支出について、次条第五号の委員会の意見を聴取していること。
六 基金の運用状況に関する記録が作成されていること。
(法第九條第三項第二号の厚生労働省令で定める基準)

第七条 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員

八 社員その他の構成員、役員、評議員又は使用人及びこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族に対して特別の利益を与えないこと。
九 不適正な経理が行われていないこと。
十 当該法人につき法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

十一 定款等において、法第十二條の規定により登録が取り消された場合にその基金の全額を国、地方公共団体又は他の法第九條第一項の登録を受けている法人に贈与する旨の定めがあること。
十二 定款等において、当該法人が解散した場合にその残余財産が国、地方公共団体又は他の救急医療の充実に目的とする法人に帰属する旨の定めがあること。
(実施状況の報告)

第十五条 法第九條第一項の登録を受けている法人は、毎事業年度経過後三月以内に、助成金交付事業の実施状況について厚生労働大臣に報告しなければならない。

附 則
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十七号
国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令(昭和三十四年政令第四十一号)第一条第一項並びに第五條第七項及び第八項の規定に基づき、国民健康保険の事務負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年三月二十六日
厚生労働大臣 舩添 要一